

新潟県パートナーシップ制度利用者にご利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点でご利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●新発田市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の表記 (続柄を「縁故者」と表記可能)	https://www.city.shibatana.lg.jp/kurashi/koseki/juminhyo/index.html	○		市民生活課	0254-28-9100	
2	市営住宅への入居申込 (家族として申込が可能)	https://www.city.shibatana.lg.jp/kurashi/sumai/jutaku/index.html	○		社会福祉課	0254-28-9220	
3	同一生計の障がいのあるパートナーのために使用する軽自動車税の減免申請が可能	https://www.city.shibatana.lg.jp/kurashi/zei/zeikin/keijidoushazei/1017791.html	○		税務課	0254-28-9320	
4	保育園の入園申込 (家族として申込が可能)	https://www.city.shibatana.lg.jp/kurashi/kosodate/youchien/index.html	○		こども課	0524-28-9230	
5	犯罪被害者等見舞金 (事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として申請が可能)	https://www.city.shibatana.lg.jp/kurashi/iza/bouhan/1018457.html	○		地域安全課	0254-28-9510	

●新発田市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
6	結婚新生活支援補助金 (夫婦世帯と同様に申請が可能)	https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/1022347/shien-hoijo/1022442.html	○		みらい創造課	0254-28-9531	
7	住宅リフォーム支援事業 (・所有者の二親等以内の親族として申請が可能 ・三世同居の世帯員として一定要件枠の申請が可能)	https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/sumai/jiose/1024726.html	○		建築課	0254-26-3557	補助対象住宅の見直しにより一部修正
8	住宅取得補助金 (親族または世帯員と同様に申請が可能)	https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/iju/uiturn/1024600.html	○		建築課	0254-26-3557	
9	税に関する証明 (同居の親族と同様に、同居するパートナーシップ・ファミリーシップ関係にある人の下記の証明書を交付可能 【交付可能な証明書】 納税証明書(未納がない証明を含む)、固定資産税各種証明書(住宅用家屋証明書を除く)、所得証明書課税証明)	https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/zei/zeikin/1009844.html	○		税務課	0254-28-9320	新規追加